

無配当傷害入院特約条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 27 年 10 月 2 日改正)

目次

第 1 章 総則

第 1 条 特約の付加	132
-------------	-----

第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条 特約保険金の支払	132
第 3 条 特約保険金の支払限度	133
第 4 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	134
第 5 条 1 の原因により 2 回以上入院した場合の取扱い	134
第 6 条 2 以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	135
第 7 条 2 種類以上の手術を受けた場合の取扱い	135
第 8 条 特約保険金を支払わない場合等	135

第 3 章 特約保険料の払込免除

第 9 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	135
第 10 条 身体障害による特約保険料の払込免除	136
第 11 条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	136

第 4 章 特約の責任開始

第 12 条 特約の責任開始の時	138
第 13 条 保険証券	138

第 5 章 特約保険料の払込み

第 14 条 特約保険料の払込み	138
第 15 条 特約保険料の振替貸付	139
第 16 条 特約保険料の前納払込み	139
第 17 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	139

第 6 章 特約の解除

第 18 条 重大事由による特約の解除	139
第 19 条 加入限度額超過による特約の解除	140

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 20 条 詐欺による特約の取消し	140
第 21 条 不法取得目的による特約の無効	141

第 8 章 特約の失効

第 22 条 特約の失効	141
--------------	-----

第 9 章 保険契約者の代表者

第 23 条 保険契約者の代表者	141
------------------	-----

第 10 章 特約の契約関係者の変更

第 24 条 特約の保険契約者の変更	141
--------------------	-----

第 11 章 特約の変更

第 25 条 基本契約の変更に伴う特約の変更	142
第 26 条 特約保険金額の減額変更	142
第 27 条 特約保険金の支払額通算の特則	142

第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 28 条 特約の加入年齢の計算	142
第 29 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	143

第 13 章 特約の解約

第 30 条 保険契約者による特約の解約	143
第 31 条 特約保険金受取人による特約の存続	143

第 14 章 特約の返戻金の支払

第 32 条 特約の返戻金の支払	143
------------------	-----

第 15 章 特約の復活	
第 33 条 特約の復活	144
第 34 条 特約の復活の責任開始の時	144
第 35 条 特約の復活の効果	144
第 16 章 特約契約者配当	
第 36 条 特約契約者配当金	145
第 17 章 譲渡禁止	
第 37 条 譲渡禁止	145
第 18 章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 38 条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	145
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 39 条 特約保険金等の請求および支払時期等	145
第 40 条 消滅時効の援用	146
第 20 章 契約内容の登録	
第 41 条 契約内容の登録	147
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	
第 42 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	147
第 22 章 特則	
第 43 条 中途付加の場合の特則	148
第 44 条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	149
第 45 条 中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	149
第 46 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	149
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 特定要介護状態	
別表 4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率	
別表 5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 6 公的医療保険制度	
別表 7 診療報酬点数表	
別表 8 必要書類	

第 1 章 総則

第 1 条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条（特約保険金の支払）

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院^[1]をしたとき ① この特約の責任開始時以後^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする入院^[1]であること ② 不慮の事故（別表 1）の日から 3 年以内に開始した入院^[1]	入院^[1] 1 日について 特約基準保険金額^[6] × 1.5/1000	被保険者 ^[7]

備考（第 2 条）

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

[2] 「責任開始時以後」とは、第 12 条（特約の責任開始の時）または第 43 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

	であること ③ 治療を目的とした入院^[1]であること^[3] ④ 病院または診療所^[4]への入院^[1]であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上であること^[5]	
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院^{[1][8]}中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき ① 入院^[1]の原因となった不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする手術であること ② 治療を直接の目的とした手術であること^[9] ③ 病院または診療所^[4]における手術であること	特約基準保険金額^[6] × 1.5/1000 × 手術の種類に応じた支払倍率（別表4）
長期入院一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院^[1]をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額^[6] × 30/1000

[3] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

[4] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

[5] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

[6] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[7] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

[8] 入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合は、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限りま。

[9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

第3条（特約保険金の支払限度）

(1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。^[2]

(2) 入院保険金の支払額は、1の不慮の事故（別表1）による入院^[3]については、120日分をもってその限度とします。^[4]

備考（第3条）

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第

第4条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特則条項第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)に定める範囲内にある者であることを必要とします。）
- ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
- ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条(1)により、会社が特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第5条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が1の不慮の事故（別表1）により2回以上入院^[1]しているときは、それらの入院期間は継続しているものとみなして、その日数を計算します。

2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

備考（第5条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が2以上の不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その2以上の不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、それらの不慮の事故（別表1）のうち1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (2) 本条(1)による入院保険金の支払は、2以上の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第3条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。

第7条（2種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が、同一の日^[1]に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

第8条（特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 被保険者が次のいずれかにより特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

備考（第6条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第7条）

- [1] 1種類の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

第3章 特約保険料の払込免除**第9条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）**

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたとき^[2]は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[3]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[4]またはこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚し

備考（第9条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の

ていた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第 10 条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次の払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表 1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき ^[4]	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[5] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
② この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき ^[4]	エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第 11 条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

- (1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表 1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3]

責任開始の時以後をいいます。

備考（第 10 条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表 2）の第 1 級、第 2 級または第 3 級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第 12 条（特約の責任開始の時）または第 43 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

備考（第 11 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第 12 条（特約の責任開始の時）または第 43 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表 2）の第 1 級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因と

むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故（別表 1）により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき ^[4]		になったときまたは特定要介護状態（別表 3）が 180 日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[5] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 ^{[6][7]}
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表 3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表 3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表 3）がこの特約の保険期間中に 180 日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表 3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表 3）が 180 日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表 3）が 180 日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[8]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後^[2]に重度障害の状態^[3]になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[8]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病により重度障害の状態^[3]になったものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

- (4) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[8]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[2]に特定要介護状態（別表 3）になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[8]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病を直接の原因として特定要介護状態（別表 3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

なった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。

- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6] 「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中の分類コード F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2 に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [7] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。
- [8] 「責任開始時前」とは、第 12 条（特約の責任開始の時）または第 43 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

第4章 特約の責任開始

第12条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。^[1]
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
 - ② 第10条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
 - ③ 第18条（重大事由による特約の解除）または第19条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5) 本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第13条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

備考（第12条）

- [1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

第5章 特約保険料の払込み

第14条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

第 15 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。^[2]

第 16 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社^[3]に提出してください。

第 17 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

第 6 章 特約の解除

第 18 条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特

備考（第 15 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

備考（第 16 条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 17 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第 18 条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴

約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合

③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合

④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 19 条（加入限度額超過による特約の解除）

(1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

備考（第 19 条）

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 20 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 21 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 22 条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第 25 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第 22 条）

- [1] 「猶予期間」とは、第 14 条（特約保険料の払込み）(2) の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
 - (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。

第 9 章 保険契約者の代表者

第 23 条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の 1 人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が 2 人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第 10 章 特約の契約関係者の変更

第 24 条（特約の保険契約者の変更）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第26条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ② 減額後の特約基準保険金額^[1]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ③ 減額後の特約基準保険金額^[1]が10万円^[2]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[5]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[4]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第27条（特約保険金の支払額通算の特則）

第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第26条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとし、

備考（第26条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

備考（第27条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第28条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第 29 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第 29 条）

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

第 13 章 特約の解約**第 30 条（保険契約者による特約の解約）**

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 30 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

第 31 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第 31 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 14 章 特約の返戻金の支払**第 32 条（特約の返戻金の支払）**

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 被保険者の死亡^[1]

備考（第 32 条）

- [1] 主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときに限ります。ただし、配偶者である被

- ② この特約の解除
 - ③ 第30条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
 - ⑤ この特約の失効^[2]
 - ⑥ この特約の変更^[3]
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)④のときおよび主約款の規定によりその基本契約の積立金^[4]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^[5]の額とします。

- 保険者がその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときを除きます。
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 被保険者の死亡
 - (2) 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされた場合
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限り、ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第15章 特約の復活

第33条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えると^[2]は、本条(1)の復活をすることができません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第33条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第34条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第35条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第 16 章 特約契約者配当

第 36 条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第 17 章 譲渡禁止

第 37 条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第 38 条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 9 条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第 10 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

備考（第 38 条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 介護保険金
 - (4) 年金（介護割増年金を除きます。）
 - (5) 継続年金
 - (6) 返戻金
 - (7) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により、支払われる契約者配当金を除きます。）
 - (8) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払特約保険料
 - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第 25 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第 26 条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第 30 条（保険契約者による特約の解約）(5)
 - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

第 39 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]

備考（第 39 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

または特約保険料の払込免除を請求してください。

- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第18条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第40条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第8条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

備考（第40条）

- [1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第41条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 入院保険金の種類
 - ③ 入院保険金の日額
 - ④ 特約の契約日^[1]
 - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

備考（第41条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

第42条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第42条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 22 章 特則

第 43 条（中途付加の場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当疾病傷害入院特約の被保険者に関する告知 ^[3] の前に受け取った場合には、その告知の時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 28 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第 43 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当疾病傷害入院特約条項第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第 44 条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

- (1) 旧特約^[1]の解約の通知と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、次のすべてを満たすときには、その解約は、旧条項^[2]第 34 条（特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約^[1]の解約は、旧条項^[2]第 34 条（特約の解約）に基づき、その効力を生じます。
- ① この特約の特約基準保険金額^[3]が旧特約の特約基準保険金額^[4]と同額であること
 - ② この特約を付加する申込みと同時に第 1 回特約保険料相当額^[5]の払込みがあること
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[6]に不慮の事故（別表 1）により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約^[1]の解約の通知およびこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約^[1]への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合または特約保険料が払込免除となっている場合は、復元の請求をすることはできません。
- (3) 本条(2)により旧特約^[1]が還元する場合、この特約の特約保険料と旧特約^[1]の特約保険料の差額その他について精算します。

第 45 条（中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 43 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により第 1 回特約保険料^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第 1 回特約保険料^[1]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第 1 回特約保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

第 46 条（基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合

備考（第 44 条）

- [1] 「旧特約」とは、傷害入院特約をいいます。
- [2] 「旧条項」とは、傷害入院特約条項をいいます。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [5] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [6] 「責任開始時前」とは、第 43 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

備考（第 45 条）

- [1] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

備考（第 46 条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の

合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。

- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

基本保険料に相当する金額をいいます。

- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとします（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V01～V99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 ^[1] (W20～W49)	・騒音への曝露 ^[1] (W42) ・振動への曝露 ^[1] (W43)
・生物による機械的な力への曝露 ^[1] (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん ^[1] 嚥 ^[1] 吸引 ^[1] （W78）、気道閉塞を生じた食物の誤えん ^[1] 嚥 ^[1] 吸引 ^[1] （W79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん ^[1] 嚥 ^[1] 吸引 ^[1] （W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 ^[1] (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 ^[1] （高山病等） (W94)
・煙、火および火災への曝露 ^[1] (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 ^[1] (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 ^[1] （X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露^{[1][2][3]} (X40～X49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X51) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露^[1] (X58～X59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの^[3]	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考（別表1）

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のもの

		はとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69 デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1 手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1 手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
	51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永	(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものを

	久に失ったもの ^[2]	いい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節間関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
--	------------------------	--

備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
- [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りま。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア、に該当し、かつ、イ、からオ、までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア、歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ、排泄の後始末が自分ではできない	「排泄の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ、食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ、衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ、入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

備考（別表3）

- [1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

- (1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2

パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表 4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる 1 から 96 までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が 25c㎡未満の手術を除く。受容者に限る。）	10 倍
乳房	2 乳房切断術	20 倍
	3 乳腺全摘出術	20 倍
筋骨	4 頭蓋骨観血手術（5 または 6 に該当する手術を除く。）	20 倍
	5 鼻骨観血手術	10 倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。）	20 倍
	7 脊椎観血手術	20 倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20 倍
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10 倍
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除く。）	20 倍
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限る。）	20 倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除く。）	10 倍
	13 骨移植術（受容者に限る。）	10 倍
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除く。）	10 倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。）	10 倍
呼吸器・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10 倍
	17 喉頭全摘除術	40 倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10 倍
	19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20 倍
	20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限る。）	20 倍
	21 胸郭形成術	20 倍
	22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限る。）	40 倍
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40 倍
	24 静脈瘤根本手術	10 倍
	25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除く。）	20 倍
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限る。）	20 倍

消化器・腹部	27 直視下心臓内手術	40 倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限る。）	20 倍
	29 舌全摘除術	40 倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10 倍
	31 食道離断術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40 倍
	32 その他の食道の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	33 胃切除術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40 倍
	34 その他の胃の手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	35 肝切除術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	40 倍
	36 その他の肝臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	37 胆嚢・胆道観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	38 膵臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	39 脾臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	40 腹膜炎観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	41 ヘルニア根本手術	10 倍
	42 虫垂切除術	10 倍
	43 直腸脱根本手術	20 倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
泌尿器	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10 倍
	46 腎移植術（受容者に限る。）	40 倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除く。）	20 倍
	48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除く。）	20 倍
	49 尿道形成術（経尿道的操作を除く。）	10 倍
性器	50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除く。）	20 倍
	51 陰茎切断術	40 倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20 倍
	53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除く。）	20 倍
	54 帝王切開娩出術	10 倍
	55 子宮外妊娠手術	20 倍
	56 子宮全摘除術	40 倍
	57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55 または 56 に該当する手術を除く。）	20 倍
	58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除く。）	10 倍
	59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10 倍
内分泌器	61 膣脱観血手術	10 倍
	62 下垂体腫瘍摘除術	40 倍
	63 甲状腺観血手術	10 倍
	64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限る。）	20 倍
神経	65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限る。）	40 倍
	66 神経観血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除く。）	20 倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40 倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20 倍

視器	69 涙小管形成術	10 倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10 倍
	71 結膜嚢形成術	10 倍
	72 角膜移植術	10 倍
	73 観血の前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10 倍
	74 虹彩観血手術	10 倍
	75 緑内障観血手術	20 倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20 倍
	77 硝子体観血手術	20 倍
	78 網膜剥離症観血手術	20 倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20 倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20 倍
	81 眼筋移植術	10 倍
聴器	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10 倍
	83 鼓膜・鼓室形成術	20 倍
	84 乳様洞削開術	10 倍
	85 中耳根本手術	20 倍
	86 内耳観血手術	20 倍
新生物	87 聴神経腫瘍摘出術	40 倍
	88 悪性新生物根治手術	40 倍
	89 悪性新生物温熱療法	10 倍
	90 その他の悪性新生物手術	20 倍
その他	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって 50 グレイ以上の照射を受けた場合に限る。）	10 倍
	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20 倍
	93 その他の開胸または開腹を伴う手術	10 倍
	94 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10 倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10 倍
	96 1 から 95 までの手術の種類のいずれにも該当しない手術で、公的医療保険制度（別表 6）によって保険給付の対象となる診療報酬点数表（別表 7）により手術料の算定されるもの	5 倍

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。
- 4 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。
- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剔出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。
- 7 輸血、移植骨髓穿刺、骨髓移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。

- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 9 82、89、91、94 および 95 の手術の種類に該当する手術において、1の不慮の事故による入院にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。
- [2] 介護割増年金額および育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表 8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第32条(1)①に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第32	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）

条関係)		3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
------	--	---------------------------------

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 16 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 17 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 26 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 30 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 31 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 33 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。